

# 令和7年度保育関係要望書

令和6年 9月10日

東京都認定こども園協会

(特定非営利活動法人 全国認定こども園協会東京都支部)

令和6年9月10日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都認定こども園協会

会長 小山 貴好



東京都の子供・子育て施策の展開につきましては、日頃より多大なるご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。昨年度、本協会より要望させていただきました項目に、本協会から東京都子供子育て会議への委員の選出のお願いがございました。本年度は本協会より副会長の角田亨を委員として出席させていただくことが叶いまして、東京都のご理解ご協力に重ねて御礼申し上げます。

「チルドレンファースト」社会の実現を目指し、政策全般を子供目線で捉え直し、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション2024」が策定された東京都におきまして、認定こども園は、その施策の実施主体者として、ますます大きな役割を期待されているものと認識しております。

多様な主体と連携し、福祉や教育の枠組みに捉われない幅広い視点で先進的な事業を展開していく子供政策連携室の主導する「とうきょう すくわくプログラム」等、本協会は今後ますます東京都の子供政策に貢献ができるものと期待をもって受け止めております。

「チルドレンファースト」社会を実現し、すべての子供の最善の利益が図られるように、本協会として、教育・保育の質の向上、子育て支援の充実、教職員の資質向上に努め、東京都と共に子供達や保護者・地域の方たちの支援・ニーズの多様化に貢献させていただきたく、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

# 令和 7 年度 東京都認定こども園関係 要望一覧

## 1 認定こども園への不合理な補助金格差に対して、東京都として真剣に向き合ってください

### 1. 「同一事業・同一補助」

子育て推進交付金、サービス推進費、キャリアアップ補助金が1号児が対象にならず、認定こども園の保育士は認可保育園の保育士よりも待遇が悪くなってしまいます。同じ事業に対して同じ補助があるべきではないでしょうか。（\*補足説明あり）

### 2. 「とうきょう すくわくプログラム」

本プログラムは、”すべての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラムです。”と東京都のHPにも明記されておりますが、一部自治体では幼保連携型認定こども園が対象にならない等、保育施設の類型によって対応窓口が異なることに起因する抜け落ちがあります。東京都の優れた施策が全ての子どもたちに行きわたる様、国のこども家庭庁とおなじように東京都も一本化した部局となるよう再編成をお願いします。

### 3. 「民間社会福祉施設設備改善整備費」「非常用電源等整備促進事業費補助金」

認定こども園も2・3号児をお預かりする社会福祉施設です。認定こども園にも適用してください。非常用電源等の整備促進事業においては、社会福祉施設等とありますが、幼保連携型認定こども園や保育園、小規模保育所、一時預かり保育事業には対象としているにも関わらず、認定こども園の類型の中でも幼稚園型認定こども園には対象になっていません。認定こども園の類型に違いがあっても行っている事業は同じであると思います。類型による差別はしないようお願いいたします。

## 2 東京都の子ども子育て施策・補助金が、区市町村の窓口で止められてしまっています

### 1. 「多様な他者との関わりの機会の創出事業」

10/10東京都の補助金事業であるにも関わらず、自治体によって実施が制限されています。例えば、町田市においては、13園が実施したいと希望を出したにも関わらず、3園のみが町田市によって選定され、実施園の全くない地域もあります。さらに、東京都では多子世帯無償になっていますが、有償で一時預かり保育よりも保護者の負担が多い自治体があります。

### 2. 「とうきょう すくわくプログラム」

幼保連携型認定こども園や小規模保育事業所については自治体の実施の可否を決めています。これらの類型格差は子どもの育ちに格差をつけたいということでしょうか？合理的な理由もないものが多すぎます。東京都がどれほど子ども子育て政策に力を入れても、このままでは全ての子どもにいきわたりません。

### 3. 「子育て推進交付金」

子育て推進交付金の多くは、旧都加算として、保育所（2.3号児）を対象にした補助金にしている自治体が多いようです。自治体によっては、幼保連携型認定こども園にも出ないところがあります。また、幼稚園型認定こども園にはほとんど出ていない自治体が多いです。これは同じ2号児に対して、保育所と同じ時間・内容の保育を提供している認定こども園は、人件費が賄えないことになっています。自助努力での収益改善は不可能です。（\*補足説明あり）

### 4. 「認定こども園施設整備補助金」

国の窓口は認定こども園の施設類型に関わらず、こども家庭庁に一本化されました。しかし、自治体が認定こども園の施設整備に関する要綱を定めていないことにより、例えば、幼稚園型認定こども園が幼稚園時代より計画していた施設整備に対して、国・都への補助金の申請すらできないことが起こっています。首都直下型地震や南海トラフ巨大地震の危険性が日々現実味を帯びている中で、園舎の老朽化は子どもの命に直結します。このままであれば認定こども園を返上して、お預かりしている2号児を全て自治体にお返しし、幼稚園に戻り、私学助成の補助金を使って老朽化した園舎を建て替えるほかありません。建築費も高騰している中で、自治体の補助金の要綱がないために一切の補助金が無いということがあってよいのでしょうか。このような時代に逆行し、かつ子ども・家庭にも多大な迷惑のかかることを事業者は考えなければならないほど、都内の一部自治体の対応は理解に苦しむものとなっています。

## 5. 認定こども園への移行・幼保連携型への類型変更の受付を

施設類型として最上位に位置づけられる幼保連携型認定こども園は、事業者が目指すのであれば自治体は受付をしてください。特に幼稚園型・保育所型からの類型変更については、要件を満たして運営に問題が無ければ変更を認めてください。また、幼稚園型や保育所型なども含め、認定こども園への移行を目指す施設に対して自治体が門前払いをすることのないよう東京都から周知をお願い致します。

## 6. 医療的ケア児の積極的な受け入れ

医療的ケア児の受け入れに対する自治体の温度差が激しく、必要とする子ども・家庭がサービスを受ける機会を逸することのないよう東京都から周知をお願い致します。

# 3 東京都の保育士等の処遇改善事業の継続を

## 1. 「保育従事職員宿舎借り上げ支援事業」の継続

東京都の認定こども園等の保育施設では、保育従事職員不足は依然として深刻な状況にあります。保育従事職員の負担を軽減し、働きやすい環境を維持し、東京都に暮らす保育従事職員の生活の支援である、宿舎借り上げ支援事業の継続をお願いいたします。毎年度 3月議会まで事業の継続がわからない状態では、保育士の採用時期に新年度の活用が見込めず、先行きが不安定な状態です。安定して事業を活用できるよう、一定期間の継続をお願いします。また、保育人材の確保・定着・離職防止の事業趣旨に、栄養士や看護師を含めていただきたいと思えます。

# 4 認定こども園の担当部局の一元化を

## 1. 認定こども園の補助金の一元化

東京都の補助金では、認定こども園の場合は、1号児に関する補助金は生活文化局、2,3号児に対しては福祉局が担当しています。前述の様に、認定こども園の1号児が国の施設型給付費のようにならないのは、生活文化局ではサービス推進事業補助金やキャリアアップ補助金、さらに、子育て推進交付金等を担当し

ていないためだと考えられます。

保育士等の処遇改善であるキャリアアップ補助金は、いまや保育教諭確保に欠かせない宿舍借り上げ制度と同様に効果が見込めます。また、サービス推進事業補助金では、外国人家庭やアレルギー児が対象になっているにも拘らず、1号児が対象から抜けてしまっている一方で、「多様な他者との関わりの創出事業」には組み込まれているという不合理が生じてしまっています。

子育て推進交付金については、各自治体の問題の様に見えますが、東京都の補助金でも格差がある以上、各自治体だけに問題を押し付けるのは難しいと思います。1号児を含めた制度である旨の周知を東京都からして頂きたいと思います。

キャリアアップ補助金Ⅱについて、今年度より処遇改善Ⅱの加算対象人数の基礎となる職員数をもとに職員に補助を行うことになりました。職員にとって有難いことと感謝申し上げます。この場合の職員数は、認定こども園も同様でしょうか。また、算定額は2号児・3号児の人数のみで算出され、その合計額を職員数で割ることになるのでしょうか。認定こども園についても保育所と同様な額を職員に支払われるようにして下さるようお願い申し上げます。

## 2. 認定こども園の担当窓口の一元化を

前述の様に、「とうきょう すくわくプログラム」では、認定こども園の種類によって担当窓口が異なります。保育所型は福祉局、幼稚園型は生活文化局、幼保連携型は各自治体が主体となっていました。

「非常用電源等整備促進事業費補助金」については、幼稚園型認定こども園だけが対象外でした。一時預かり事業を行っていれば対象になるという、理解にしがたい内容です。

このように、認定こども園の場合は、類型によって担当部局が変わったり、自治体に移ることもあり、また、対象外になるなど合理的ではないと思います。このように、行政の縦割りのほざまでの抜け落ちが多い現状をご理解いただき、東京都の子供政策を「チルドレンファースト」の視点で束ねる認定こども園担当窓口を設けていただきたく、お願い申し上げます。

<b>5</b>	<b>概算払いの補助金・交付金を早期に</b>
----------	-------------------------

1. サービス推進事業補助金やキャリアアップ補助金は、社会福祉法人の保育園については、毎月当月で支払われています。幼保連携型認定こども園に移ると他の類型と同様に概算払いになり、各自治体から数か月から年度末に一括の支給に変わってしまいます。人件費に充てる経費になる補助金です。東京都からは社会福祉法人の保育園と同様に、毎月の支払いができるように各自治体に支給し、各自治体も毎月の支払が遅くとも3ヶ月ごとの支払いになるような仕組みを指示できるようにして頂きたいです。
2. 一時預かり事業や子育て推進交付金等を利用した補助金についても、東京都から各自治体への支払時期を早めて頂き、認定こども園の職員の人件費に充てられるようにして頂きたいと思います。子育て支援等の事業を増やし、子育て家庭をサポートすればするほど、対象となる職員の給与に充てる費用が遅いため認定こども園等の事業者の負担になっています。多様な他者との関わりの機会の創出事業も同じです。加算の対象となる事業も施設型給付費と同様に支払いができるようお願いいたします。

### \*補足説明

国の補助制度においては、公定価格や施設整備補助金が一元化されました。まだ、いくつかの問題点はありますが、施設型給付園においては1号児、2号児、3号児に定員による単価が割り振られています。施設整備についても類型による格差はほぼ解消されています。東京都に見直しをお願いしたいものを具体的にご説明いたします。

### ■キャリアアップ補助金

キャリアアップ補助金は、現在保育士等の職員の人件費に充てられる補助金としています。保育士等1人に対して法定福利費を含め月額約48,000円程度支給できるようになっています。しかし、キャリアアップ補助金は2号児、3号児の園児数によって単価が決められているため、認定こども園の様に1号児がいる園は1号児の人数によって増える職員には補助の対象とされません。

(例) 対象職員数が10人の保育園との比較

認定こども園では2・3号児は同数として、10人の職員と1号児がいることで5名の職員が増えた場合は、10名分の補助金を15名で配分することになってしまいます。

	保育園	認定こども園
キャリアアップ補助金	1名48,000×10 名=480,000円	1名48,000×10 名=480,000円
職員数	10名	10名(2・3号 児対応) +5名(1号児 対応)=15名
職員一人当たり金額(差)	48,000円	32,000円(△16,000円)

このように16,000円の人件費の格差が出てしまいます。認定こども園の保育教諭は保育士＋幼稚園免許の両方を保有する資質の高い職員であるにも関わらず処遇改善が低くなるのは、誰から見ても合理性に欠けます。認定こども園の職員にも公平な補助金になるように公定価格と同様に1号児の単価を組み入れた制度に見直していただきたいです。

### ■保育サービス推進費事業補助金

保育サービス推進費事業補助金はアレルギー対応・育児困難家庭への支援・外国人児童受入れを対象に、2・3号認定児のみに支払われています。1号児が含まれていません。認定こども園は、保護者の就労状況により子どもの保育認定の1号と2号が入れ替わることもあります。対象児が翌月に1号児に変わってしまった場合は、対象ではなくなります。1号児に変わっても、その子どもがアレルギーや育児困難・外国人児童であることは変わりません。全ての在園児が対象となるように、認定こども園の1号認定児を含めた制度への拡充をお願いいたします。

※東京都の事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」令和6年度拡充ではサービス推進費と同様に障害児保育・アレルギー児保育・外国人児童受け入れを支援が盛り込まれました。（資料6-3）認定こども園では、2号認定児と3号認定児、そしてこの未就園児が該当になり、1号認定児のみが非該当です。未就の園児にも該当しているにも拘らず、1号認定の在園児は非該当では公平な対応とは思えません。

### ■子育て推進交付金等

この交付金は、旧都加算として保育所に支払われたものです。現在も多くの区市町村は、この子育て推進交付金や次世代育成支援対策交付金から、保育施設等に施設型給付費の上乗せとして支払われている一般保育所対策費や11時間開所保育対策費、障害児保育士加算、0歳児保育対策費、嘱託医援助費等に利用されています。認定こども園が全ての子どもたちに安心・安全な教育・保育を提供できるように類型格差を無くし、1号児も含めた交付金であることを踏まえた制度として、各区市町村が制度設計の見直しをするように伝達して頂きたいと思います。

---

### \*添付資料

要望書 添付資料1 多様な他者との関わりの機会の創出事業 令和6年度拡充内容  
要望書 添付資料2 【集計結果】R5年認定こども園補助金に係るアンケート



## 多様な他者との関わりの機会の創出事業(拡充)

### 実施内容

他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる仕組を創出する。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。

### 令和6年度取組

項目	内容（ <u>下線が前年度からの変更点</u> ）
対象児童	保育所等の利用がない0-2歳児（原則） ※ 一定程度継続的に保育所等を利用すること
実施主体	区市町村又は区市町村が適切と認めた者
実施場所	幼稚園・認可保育所・認定こども園・認証保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業 等の多様な場所
設備及び人員基準	設備基準：一時預かり事業と同様の基準 人員基準：①職員数：一時預かり事業と同様の基準 ②有資格者の割合：6割以上
利用料の上限額	日額2,200円 月額44,000円を上限 （日額制の場合は1日8時間、月額制の場合は1月160時間利用の場合の上限額。それを超える場合は、1時間あたり275円が上限額。） （例）1日11時間利用する場合の利用料の上限額は、3,025円。（基本分2,200円+延長825円）
補助内容	<p>① <b>運営費（年間受入日数に応じた補助基準額）1施設当たり年額</b>  <u>ア 104日以下の場合 7,968千円</u>    <u>イ 105日~208日の場合 12,398千円</u>    <u>ウ 209日以上の場合 14,596千円</u></p> <p>② <b>開設準備経費</b>            事業実施に必要な改修費、備品購入経費等 1施設当たり 4,000千円</p> <p>③ <b>利用者負担軽減（上限額）</b>            生活保護世帯：日額3,000円 住民税非課税世帯：日額2,400円 年収360万円未満世帯：日額2,100円</p> <p>④ <b>要支援家庭等対応強化加算</b>            ア 保育所等における預かり 1施設当たり年額742千円 及び 実費負担額            イ 連携調整員の配置 1区市町村当たり年額2,333千円</p> <p>⑤ <b>多子世帯負担軽減</b>  <u>第2子以降の利用料を無償化</u></p> <p>⑥ <b>障害児等の受入れ支援 ※ 保育力強化事業の対象事業に追加（再掲）</b>  <u>障害児保育、アレルギー児保育及び外国人児童受入れを支援</u></p> <p>⑦ <b>医療的ケア児の受入れ支援 ※ 医療的ケア児保育支援事業の対象事業に追加（再掲）</b>  <u>看護師等の配置、研修の受講支援、ガイドラインの策定など、医療的ケア児の受入れを支援</u></p>
負担割合	都：10/10

認定こども園補助金に係るアンケート結果について

R5.12.11東京都福祉局保育支援課認定こども園担当集計

Q1	平成17年度まで東京都保育所事業により実施していた、「零歳児保育」や「11時間開所保育対策事業等」（いわゆる「旧都加算」）については、平成18年度から子育て推進交付金により支援しているところですが、これらの補助について現在も実施している場合、認定こども園を対象としていますか。下記の表から実施の有無を選択し、対象とする認定こども園、対象とする認定区分に○を記入してください。（複数選択可）
----	--

【回答】 旧都加算事業一覧

No	旧都加算事業名	概要	実施自治体数	未実施自治体数	対象とする認定こども園の種類	対象とする認定区分
①	零歳児保育	認可保育所に入所している零歳児の発育及び健康状態、個人差に応じた給食等に十分配慮し、零歳児保育の充実を図るための事業。	14	9	①幼保連携型・・・10自治体 ②保育所型・・・7自治体 ③幼稚園型・・・2自治体 ④地方裁量型・・・1自治体	①1号認定児・・・0自治体 ②2号認定児・・・11自治体 ③3号認定児・・・13自治体
②	11時間開所保育対策	開所時間を11時間以上としている認可保育所に対し、保育及び運営の充実を図るための事業。	16	7	①幼保連携型・・・10自治体 ②保育所型・・・7自治体 ③幼稚園型・・・2自治体 ④地方裁量型・・・1自治体	①1号認定児・・・0自治体 ②2号認定児・・・15自治体 ③3号認定児・・・15自治体
③	障害児保育	認可保育所に入所している障害児の保育の充実を図るための事業。	16	7	①幼保連携型・・・11自治体 ②保育所型・・・7自治体 ③幼稚園型・・・5自治体 ④地方裁量型・・・2自治体	①1号認定児・・・2自治体 ②2号認定児・・・14自治体 ③3号認定児・・・14自治体
④	一般保育所対策	認可保育所の運営の充実を図るための事業。児童一人当たり加算（3歳児以上児給食費加算、1歳児加算、暖房費加算等）、職員加算（調理員加算、職員健康管理費等）、民間施設振興費加算（施設の増改築、備品の購入等）等がある。	16	7	①幼保連携型・・・11自治体 ②保育所型・・・7自治体 ③幼稚園型・・・3自治体 ④地方裁量型・・・1自治体	①1号認定児・・・0自治体 ②2号認定児・・・15自治体 ③3号認定児・・・15自治体
⑤	延長保育	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所の開所時間を超えた保育を行う事業。	18	5	①幼保連携型・・・11自治体 ②保育所型・・・8自治体 ③幼稚園型・・・7自治体 ④地方裁量型・・・3自治体	①1号認定児・・・0自治体 ②2号認定児・・・15自治体 ③3号認定児・・・14自治体
⑥	産休代替等職員費補助	認可保育所の職員が、出産または傷病のため長期間にわたって継続する休業を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるため、保育所の設置者が代替職員を臨時的に任用するための事業	14	9	①幼保連携型・・・10自治体 ②保育所型・・・7自治体 ③幼稚園型・・・2自治体 ④地方裁量型・・・1自治体	①1号認定児・・・1自治体 ②2号認定児・・・11自治体 ③3号認定児・・・11自治体

Q2	Q1で事業を実施しているが、認定こども園を対象としないものがある自治体は回答してください。対象としない理由を教えてください。
----	--

記入欄	<p>【主な回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧都加算が保育所を対象に実施されていたものであることから。</li> <li>・子育て推進交付金が認可保育所を対象としており、市負担で認定こども園を対象とすることは財政的に難しいため対象としない。</li> <li>・子育て推進交付金は認可保育所に対する、いわゆる旧都加算の給付に充てており、認定こども園に対する給付を行う財政的な余裕がないため。</li> <li>・要望が無いため。</li> <li>・保育内容の充実を目的としているところ、幼稚園型認定こども園については、従来幼稚園として取り扱っているため。</li> <li>・幼稚園型認定こども園の零歳児保育に関しては、本市において、0歳児保育を実施している幼稚園型認定こども園が存在せず、ニーズも無いため、対象外としている。</li> <li>・幼稚園型認定こども園の一般保育所対策に関しては、他の補助と重なる部分があるため、対象外としている。</li> <li>・認可以外の保育施設も適用にした場合、市の財政上難しい。</li> <li>・小規模保育施設等の認可保育所以外は、補助の対象としていなかったことから、認定こども園も対象としない。</li> <li>・現状では、市内の認定こども園は認可保育所と同等の保育を実施していないため。</li> <li>・【産休代替等職員費補助】過去からの経過及び財源確保等の点から、認定こども園は対象としない。</li> <li>・○保育所型認定こども園 「零歳児保育」について、0歳児の取扱いがないため。</li> <li>・○幼稚園型認定こども園 保育内容の充実を目的としているところ、幼稚園型認定こども園については、従来幼稚園として取り扱っているため。</li> <li>・地方裁量型認定こども園について、本市には存在しないため、全てにおいて対象外としている。</li> <li>・市内の認定こども園は幼稚園型認定こども園のみになるため、幼保連携型、保育所型、地方裁量型の認定こども園はない為、その種類の認定こども園への想定はされていない。開設が見込まれる際上記加算を組み込むか検討する形となる。また、幼稚園型認定こども園については、上記加算は付いていないが、都の私学助成の補助や別の市の補助金もあるので、対象としない。</li> </ul>
-----	--

Q3	Q1で事業を実施しているが、認定こども園を対象としないものがある自治体は回答してください。今後対象とする予定はありますか。
----	---

回答	①ある 2自治体 ②ない 9自治体
----	----------------------

Q4	Q3で①あると回答した自治体は回答してください。対象とする予定時期と事業名、対象予定類型、対象予定認定区分を教えてください。複数回答可。
----	--

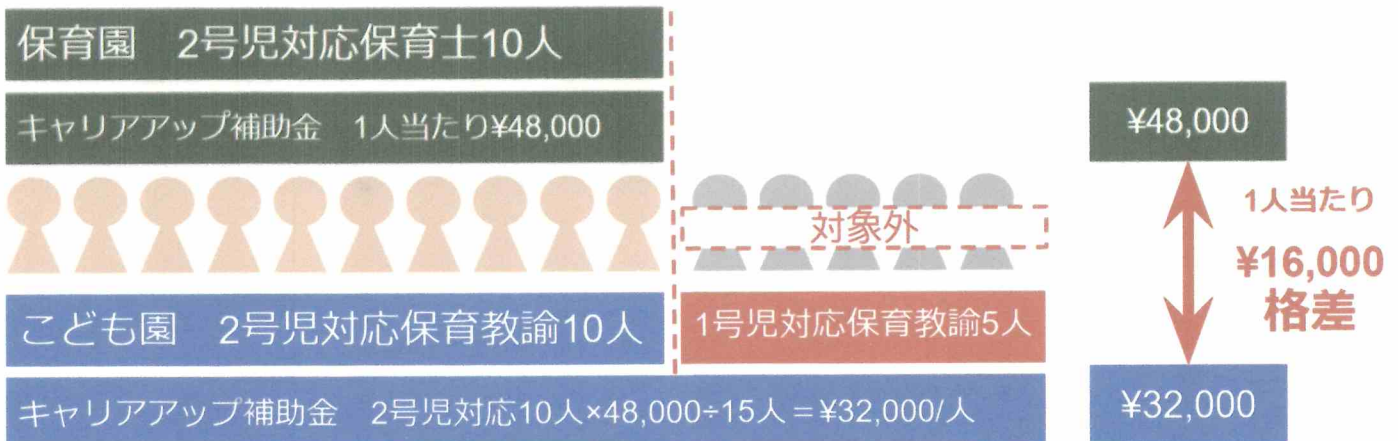
回答	<p>Q3であると答えていただいた自治体の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月予定で、幼保連携型、保育所型、3号認定児を対象とした零歳児保育、幼保連携型、保育所型、2号認定児及び3号認定児を対象とした11時間開所保育対策、障害児保育、一般保育所対策を行う予定。</li> <li>・令和6年度から幼稚園型を対象とした障害児保育を行う予定。</li> </ul>
----	---



## 令和 7 年度 東京都認定こども園関係 要望概要 【チルドレンファーストの視点で制度設計の見直しを】

**1 キャリアアップ補助金の算定根拠となる園児数には、2・3号児だけにせず1号児を含めてください。**

例：保育園と認定こども園のキャリアアップ補助金比較 2号児対応10名・1号児対応5名の場合



※認定こども園の保育教諭は保育士資格＋幼稚園教諭免許の両方を必要とし、より高い基準となります

**2 「子育て推進交付金」の要綱：「保育所等」→「保育所・認定こども園等」に変えてください。認定こども園は保育所と同じ2・3号児の保育を担っています。**

この交付金は、旧都加算として保育所に支払われたものです。現在も多くの区市町村は、この子育て推進交付金や次世代育成支援対策交付金から、保育施設等に施設型給付費の上乗せとして支払われている一般保育所対策費や11時間開所保育対策費、障害児保育士加算、0歳児保育対策費、嘱託医援助費等に利



交付金や次世代育成支援対策交付金から、保育施設等に施設型給付費の上乗せとして支払われている一般保育所対策費や11時間開所保育対策費、障害児保育士加算、0歳児保育対策費、嘱託医援助費等に利用されています。しかし、旧都加算のまま保育所の2・3号児のみを対象にした補助金にしている自治体が多く、自治体によっては、幼保連携型認定こども園の2・3号児にも出ないところがあります。また、幼稚園型認定こども園に2号児がいるにもかかわらず、幼稚園型はほとんど出していない自治体が多いです。これは同じ2号児に対して、保育所と同じ時間・内容の保育を提供している認定こども園は、人件費が賄えないことになっています。自助努力での収益改善は不可能です。チルドレンファーストの視点で類型格差を無くし、1号児も含めた交付金であることを踏まえた制度として、各区市町村が制度設計の見直しをするように伝達して頂きたいと思えます。

### **3 「保育サービス推進費」→2・3号児だけにせず1号児を含めてください。**

保育サービス推進費事業補助金はアレルギー対応・育児困難家庭への支援・外国人児童受入れを対象に、2・3号認定児のみに支払われています。これにも1号児が含まれていません。認定こども園は、保護者の就労状況により子どもの保育認定の1号と2号が入れ替わることもあります。例えば保護者が育休に入り対象児が1号児に変わってしまった場合は、対象ではなくなります。1号児に変わっても、その子供がアレルギーや育児困難・外国人児童であることは変わりありません。全ての在園児が対象となるように、認定こども園の1号認定児を含めた制度への拡充をお願いします。

### **4 保育士の安定確保のため「保育従事職員宿舎借り上げ支援事業」を単年度ではなく安定性のある事業にしてください。**

東京都の認定こども園等の保育施設では、保育従事職員不足は依然として深刻な状況にあります。保育従事職員の負担を軽減し、働きやすい環境を維持し、東京都に暮らす保育従事職員の生活の支援である、宿舎借り上げ支援事業の継続をお願いいたします。毎年度 3月議会まで事業の継続がわからない状態では、保育士の採用時期に新年度の活用が見込めず、先行きが不安定な状態です。安定して事業を活用できるよう、一定期間の継続をお願いします。また、保育人材の確保・定着・離職防止の事業趣旨に、栄養士や看護師を含めていただきたいと思えます。